

令和3年度決算審査特別委員会（第2回）

令和4年9月8日（木曜日）午前11時29分開会

○付託案件

- 認定第1号 令和3年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和3年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和3年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 令和3年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 令和3年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 令和3年度七飯町水道事業会計決算認定について
認定第7号 令和3年度七飯町下水道事業会計決算認定について

- 1 審査日程について
- 2 提出要求資料について
- 3 追加資料の要求について
- 4 その他

○出席委員（16名）

委員長	平松俊一	副委員長	若山雅行
委員	横田有一	委員	池田誠悦
委員	田村敏郎	委員	稲垣明美
委員	畑中静一	委員	長谷川生人
委員	上野武彦	委員	坂本繁
委員	澤出明宏	委員	中島勝也
委員	川村主税	委員	江口勝幸
委員	川上弘一	委員	青山金助

○欠席委員（0名）

○議長出席の有無 無

○出席説明員（0名）

○本会議の書記

事務局 長 広部美幸 書 記 山本翔大
書 記 三浦蒼生

午前11時29分 開会

○平松委員長 それでは、令和3年度決算審査特別委員会第2回目を開催いたします。よろしくお願いたします。

初めに、1番目の審査日程について、事務局より説明をいたします。

局長。

○広部議会議務局長 それでは、最初に、令和3年度決算審査特別委員会の審査日程であります。本会議が今日で休会となりましたので、明日の9月9日から開始したいと思います。

審査日程は、お手元に配付のとおり予定しております。およそ3課長程度議場に入れて順次審査を行い、休憩のときに適宜課長の入替えを行いたいと思います。

なお、日程については、審査の進捗状況によって変わる場合がありますので御了承願います。

また、9月14日、各課の聞き取りが終了しましたら採決となっております。15・16日は予備日でございます。町長総括質疑がある場合は予備日に行いたいと思います。9月20日は報告書のまとめを行い、9月22日の定例会最終日に委員会報告をしていただきたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いたします。

以上でございます。

○平松委員長 局長ありがとうございました。

今の日程について、何か御質問ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 それでは、明日の9日金曜日からでよろしいということで、次に、2番目の提出要求資料について、事務局より説明を願います。

局長。

○広部議会議務局長 要求資料については、昨年と同様、お手元に配付のとおり、各課には既に提出をいただいております。

提出していただいている資料は、①番として、令和3年度決算審査特別委員会要求の共通様式でございます。2番目に、様式1、細節5万円以上の事務事業予算全額未執行の状況。3番目に、様式2、5万円以上の予算流用及び予

備費充用の状況。4番目に、様式3、収入未済額の状況。5番目に、様式4、不納欠損処分状況の5点であります。その他、政策推進課に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の実績一覧と充当事業の財源を整理した一覧の提出を事前にいただいております。

追加資料がありましたら、資料要求を後ほどお願いたします。

なお、当初予算については、令和3年度予算審査特別委員会を設置し、十分審査していただいておりますので、追加資料は必要最小限にお願いたします。

また、決算書と説明資料等については、毎日必ず持参くださりますようお願いいたします。

以上でございます。

○平松委員長 ありがとうございます。

今の事務局長の説明にもありました、提出資料の配付を今いたしましたので、追加資料の要望をこれからお聞きしますが、当初予算の特別委員会ときに予算審議をしっかりと行い決議をしている内容ですので、追加の資料に関しては必要最小限に要求をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、3番目の追加資料の要求についての審議に入りたいと思います。

各課に要求したい資料があれば、挙手の上、要求する理由も一緒に発言を願います。

どうぞ。

田村委員。

○田村委員 まず1点目でございますけれども、使用料及び手数料の見直しを平成3年の施政方針の中でやるというふうに言っておりますので、見直した件数、それから見直す前の金額と見直した後の金額、対比したものです、それを教えていただきたい。

それからもう一つには、公共施設の休館日の見直しをやる。これについても対象施設、それによる効果、それから町民からの苦情、これを協議する前に教えていただきたい。

それからもう1点は、照明器具のLED化であります。これも実施するというのでございましたので、対象件数と従来の電気料、実施した効

果、それぞれお知らせいただきたいと思います。

それからもう1点は学童保育でございますけれども、公立と民間の利用料、差額、2分の1を助成する、そして軽減したいというふうに記載されておりましたので、この件数と1件当たりの金額と総額幾らになったのか、これを教えていただきたいと思います。

それから、最後でありますけれども、大中山小学校の建設基本構想。当時、七飯町が策定したものの、それと、それを受けて設計業者が基本設計をつくったと思うのですけれども、採用された基本設計と、それから令和3年度の体育館の電気料金と電気の使用量を教えていただきたい。

なぜかと申しますと、ここ数年このような議論が続いていますので、この3点の部分で検証することによって、もし大幅に電気料が多ければ、このまんま放置するわけにはいかないと私は思うのです。何らかの是正措置を取るとか、あるいはそれなりの対応をする。

いろいろ議論した中で、大したことはないといえれば語弊あるのですけれども、そこそこだろう、あるいは大中山小学校の基本構想の大枠といいますか、考え方に沿った電気料であれば、これはこれでもう終止符を打つべきではないかと。ただ、多ければ、やはり是正しなければこのまんま高い料金を払うというわけには議会としてもいかないのではないと思うのです。

そういう意味で、今決算の中には、大中山小学校の基本構想、当時七飯町が策定したものと、それからそれを受けて業者がつくった基本設計、そして令和3年度の体育館の電気料金と電気量の提出をお願いしたいと思います。

以上です。

○平松委員長 ただいま5点ありましたけれども、ほかに追加資料の要求ありますか。

横田委員。

○横田委員 温泉源泉ポンプの電気量の負担金ということで271万6,950円、これはどこどこから負担金としていただいたのかというのを教えていただきたい。

それから、株主配当金1,350円というのが出てきたのですけれども、これは具体的にどここの

とを言うのかということと……。

○平松委員長 すみません、横田委員、株主配当は、温泉のポンプのほうのお話ですか。（発言する者あり）

○横田委員 いや、その他支払。

いいですか。

○平松委員長 はい、すみません。

○横田委員 町有地の売払収入で528万9,527円というのが出てきたのですけれども、具体的にどここのものを売って、どこが買ったのかというのが分かれば、資料が欲しいです。

それから、企業版ふるさと納税の230万円と出ているのですけれども、1口なのか、何口か、内訳があるのでしたら教えていただきたい。

それから道の駅の公募条件というのが今年変わっているというのですけれども、新旧の公募条件というのがもらえるかどうか分からないのですけれども、今年のは関係ないよというふうに言われるのかどうか分からないのですけれども、公募条件が変わっているというところが分かるものがあったら教えていただきたい、と同時に、昨年度の道の駅の決算書をいただきたいと思います。

それから最後に、育英資金が動いているのですけれども、大した額でないのですけれども、育英資金が実際に今何件の方が借りていて、支払がきちとなされているかどうかというものが分かるものがあったら出していただきたい。

以上です。

○平松委員長 横田委員からは、6件ですね。

ほかには、現時点ではないですか。

若山副委員長。

○若山副委員長 それでは、ちょっと数が多いのであれなのですけれども、まず、安全衛生委員会の会議議事録を3年分、コピーは必要ないので現物を出してもらいたいと思います。七飯町職員安全衛生管理規則、平成10年11月5日、書かなくてもいいと思いますけれども、に作成が義務化されていますので、去年の議論からいって、改善すると言っていたのですけれども、どのように改善されたかを、毎月開くというのが原則なのですけれども、そこを確認したいのでお願いしたいなと思います。

それと、衛生費の項目の中の大沼ネイチャーセンターが昨年稼働しているのですけれども、この利用実績を、毎日何人なのか、月別なのか、どうでもいいのですけれども、どのくらい、どのように活用しているのか分かる資料をお願いしたいなと思います。

それと3点目としては、8の土木費の関係で、道路橋りょう費関係で、資本整備総合交付事業費の中の峠下2号線関係の委託料、峠下2号線外用地測量設計委託料として4,800万円ほどあるのですけれども、その内容一覧です。峠下2号線改良舗装工事の工事請負費4,600万円あるのですけれども、その内訳。公有財産購入費として峠下2号線用地購入費があるのですけれども、この内容、200万円ほどあって。あと補償、補填、賠償金で同じ峠下2号線物件移転補償費のところまで100万円ほどあるのですけれども、この内容について分かるような一覧資料をお願いしたいなと思います。

それと4点目として、7款商工費の関係で、クーポン券発行事業費、臨時交付金事業なのですけれども、クーポン券の利用した店の上位各地区5店舗ぐらいの金額をお願いしたい。どこが一番どういうふうに使われているのかということを知りたいので、その一覧をお願いしたいなと。固有名詞がどうだとかというのが、前回の予算のときにあったので、もしそれが不可であれば、匿名でも構わないのですけれども。すみません、先ほど5店舗と言いましたけれども、1位から10位ぐらいをお願いしたいなと思います。

それと、同じ商工費のふるさと納税事業費の中で、入ってきているのが8,000万円ほどあれなのですけれども、返礼品の関係で4,500万円ほど使っているのですけれども、寄附金額の内訳、1万円だとか10万円だとか20万円だとか、それ別の内訳と、返礼品の人気ランキング、何か多いのかどうか、それが分かる資料として出していきたいなと思います。

それと同じように、6点目としては、7商工費の道の駅指定管理費のところの委託料、道の駅指定管理料ということで2,200万円ほど出ているのですけれども、先ほど横田委員からも似たよう

なあれがあったのですけれども、指定管理者の詳細な決算内容。ホームページに合計額だけ載っているのですけれども、一般販管費等も分かるような詳細な売上高の内訳が分かる資料をお願いしたいと。以前の決算審査特別委員会では、管理に係る事業報告書と管理に係る年度協定書というのがある、それを見ると大体分かるので同じようにそれをまた出していただきたいなと思います。

それと同じ7款商工費で、道の駅指定管理費の中で、使用料及び借地料、道の駅不動産借上料として248万8,590円ほど支出されているのですけれども、昨年度の決算でもいろいろ議論があったのですけれども、借地権者との売買交渉記録、令和3年度分を含む開業以来全て出していきたいと。令和3年度決算特別審査委員会で町長が答弁して8件の記録があると。今後の交渉に支障があるというのであれば、交渉内容を黒塗りでも構いませんので、ヘッダーだとか日付だとかフレーム等のみでも構いませんので、交渉記録があることを確認したいので出していきたいということで検討をお願いしたいなと思います。

それと8点目として、昨年度もお願いしましたけれども、株式会社男爵ラウンジの決算書及び貸付事業者に係る民間金融機関等からの借入金の償還状況。これは全部コピーする必要はありませんので、代表して出していただければ閲覧させていただきたいなと思います。この理由については、契約内容として貸借対照事業の進捗状況、貸付対象事業費の支払状況等ということで契約書の内容にあるのでお願いしたいなと思います。

それと9点目として、10款の教育費の中で、学校給食費関係で準要保護児童生徒給食扶助費1,700万円ほど、多子世帯児童生徒給食扶助費1,200万円、これも前年と同じ資料として内訳一覧、これは学校別だったのか月別だったのかあれなのですけれども、その資料をお願いしたいなと思います。

それと、同じく10款教育費で、地産地消食材購入費ということで、予算では1,000万円で執行額は999万9,843円になっているのですけれども、購入内容の一覧。品名、数

量、金額は幾らで買っているのかということです。

あとは最後ですけれども、大中山小学校の、田村委員と重なってあれかもしれないのですけれども、議員全員協議会で示された資料も今回の特別委員会で議論できるように、あえて出す必要はありませんけれども、提出済みでということで、それに対して議論できるような環境をつくっていただきたいということをお諮り願います。

以上です。

○平松委員長 若山委員からは、11点の資料要求がありました。

ほかには、現時点で資料要求される方はいらっしゃいますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 それでは、田村委員から5点、横田委員から6点、若山委員から11点、この件について追加資料として要求するかどうかを皆さんの御意見、審議といたしますか、したいと思いません。

川上委員。

○川上委員 みんながみんな、その資料が必要かということ、そうでもないと思いますので、できるだけ職員の労働力を減らすために、閲覧での資料ということができるとは、それでやっていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○平松委員長 例えばどういった資料要求がそれに該当しますか。

○川上委員 今ちょっと、ここでは言えません。できるのであれば、閲覧でできるものはそれで対応していただきたいということです。

○平松委員長 おっしゃることは分かりますので、委員長、副委員長、事務局のほうで、これは川上委員の提案のとおり閲覧でできそうだなというものは、そういう形を取りたいと思いますが、皆さんよろしいですか、それで。

今までの資料要求の項目で、これは要らないだろうとか、該当しないのではないかとかという、そういう御意見ありますでしょうか。

暫時休憩します。

午前11時49分 休憩

午前11時50分 再開

○平松委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

資料要求の件数が多いものですから、事務局のほうで一応簡易に取りまとめて皆様方にお配りします。それを1時半ぐらいに回収したいなと思うのですが、それを見てもう一度、これはいい、これは悪い、そういう御意見を賜ってから、特別委員会として正式に資料要求を理事者側のほうに出すという形を取りたいと思いますが、どうでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 ありがとうございます。

そうしますと、暫時休憩をいたします。

1時半に再開いたしますので、御参集をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

午前11時50分 休憩

午後 1時30分 再開

○平松委員長 それでは、休憩前に引き続きまして、再開したいと思います。

皆さんのお手元に、先ほど資料要求されたものの一覧のリストを作りました。この件につきまして、事務局のほうからお話があるそうです。

事務局長。

○広部議会事務局長 それでは、ちょっと確認したいことなどもございまして、若山委員の1番目の労働安全衛生委員会の会議録3年分ということでございますけれども、この委員会の中で、結構個人情報がたくさん入っている内容を協議していますので、できたら、ここは議事録ではなく開催記録でもよろしいのかなと思いますけれども、皆さんどうでしょうか。

まずこれが1点と、あと若山委員の7番目の道の駅についての借地権者との売買交渉記録なのですけれども、去年も同じものを資料要求されて、それは出せないよということで回答いただいて去年は出さなかったという経緯がございますので、同じだと思っておりますので、これも省いてよろしいか。

あと、11番目の大中山小学校の電気暖房について、議員全員協議会に提出されたものと同様のものということで、その内容のお話をしたいということでの資料要求であったかと思えます。それで、田村委員のほうでも大中山小学校の電気量の件を述べているので、特に出してもらわなくても、その件について聞いたりしてもいいのではないかなと思うのですけれども、この3点について皆さんの意見を聞きたいと思えます。

お願いいたします。

○平松委員長 事務局長、すみません。

先に7番目の道の駅の売買交渉記録ではなくて、若山委員は、交渉記録ですから借地を売りたいという打合せをどうしたのだということ去年も言っていますので、売買だから買物したいということなのでしょうけれども、ちょっと表現が、本人はどうなのでしょうね。借地を解除したいという交渉が開かれたのかどうかということを知りたいということではなかったでしょうかね。

副委員長。

○若山副委員長 この件について、売買と追加したのであれですけれども、去年と同じように、町が購入する交渉記録という意味での交渉記録なので、売ってくれないということではあれなのですけれども、続けて局長の質問に対して答えるような形になるのですけれども、交渉の経緯については、今後の交渉に支障を来す可能性があるというのは十分理解するので、要は、交渉している記録があるということを確認したいので、黒塗りで構わないのでそれを出していただきたいということを、今回、去年と違う形での提案をさせていただいているのですけれども。

要は、こういう形として交渉記録とか、何とか記録とか、どういうタイトルなのか分からないのですけれども、それを箱弁当というのですか、全部黒塗りで構わないの。こういう形で記録として残していますという、町長は8件ほどそういう交渉をして、そういう記録も残っているけれども出せないという話だったので、そういう意味で出していただきたいということなのでしょう。

11番については、全員協議会で出された資料を、議論するかどうかというか、答弁の内容によってあれなのですけれども、それについても皆さん共通の資料として話をしても構わないという前提であれば、出してもらわなくても別に構わないです。

1番目の労働安全衛生委員会の議事録については、個人情報云々かんぬんということですが、これは作成を義務づけられているので、コピーは要らないので、原本を出しておいてもらえれば、毎月開催されているのかどうかを確認できるので、それは出していただきたいと。

個人情報どうのこうのとかというのは、こういう場合、公式に労働安全衛生委員会を必ず開いてなおかつ議事録をといて、最悪でも3か月に1回開催しなければいけないという形になっているので、それはぜひ、去年の改善状況を確認したいので、開催記録であればちょっとあれなので、原本を出してもらって、こういう形できちっと改善していますというのを確認したいなというふうに思って提案させてもらったのですけれども、駄目なんでしょうか。ちょっとそこのところお願いします。

○平松委員長 事務局長の答弁といいますか、考えを聞く前に、皆さん方、今のやり取りの中を聞いていて、まず特別委員会として局長の説明といいますか、あったのですけれども、そのことについて皆さんの意見を出していただきたいなと思えますが。

若山委員の1点目の議事録3年分という件に関しては、皆さん方のお考えはいかがでしょうか。

本人は、今言いましたけれども、ちゃんと開かれているということが分かればいいという資料でいいということですよ、内容よりも。この件についてはどうですか。だから3年ではなくて去年の分だけでいいのではないかと、その辺の御意見はないですか。

局長。

○広部議会事務局長 開催しているかどうかを確認したいのであれば、何月何日、第何回目を開催したとかがというような一覧では駄目でしょうか。

○平松委員長 本人はどのようなのですか。

副委員長。

○若山副委員長 それでも、ちゃんとやっていますよと言われればあれなのですけれども、一応何と申しますか、七飯町職員安全衛生管理規則に委員会の会議ということできちっと決まっている内容のものなので、ここに出して、原本をきちっと作成されていますねというのを確認しても、何ら不都合はないのではないかなと思うのですけれども。

あんまり個人情報とか載るような内容ではないのかなという、こういうことがあるのでこういう形で注意しましょうという形で申合せをするような会議であると思うので、特に出しても問題は無いのではないかなと思うのですけれども。

皆さんの意見を広く求めたいと思います。

○平松委員長 どうですか。

事務局長。

○広部議会事務局長 安全衛生委員会の中で、職員がコロナにかかったとか、そういう個人情報がたくさん含まれていまして、あと精神的に病んでいるとか、そういうのがちょっと危惧されるものですから、ちょっと会議録というのを出すのは。

決算として、決算には関係ないのではないかな。ただ去年の決算の状況を踏まえて、ちゃんと開催してくださいよというふうに意見を出されて、それに対して開催しているよというのが確認できればいいのかなと思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○平松委員長 若山委員、どうですか。

○若山副委員長 皆さんの意見をちょっと聞いてみたいと思います。

○平松委員長 中島委員。

○中島委員 よく分からないのですけれども、個人情報を今云々言っていますけれども、確かに議事録を出す、どの委員がどういう発言をしたかというのは名前つけて上がってくると思うのですね、どういう発言をされたかというのは。それは出てくるとやはり個人情報に関係してくるのかなというような気がします。

それで、若山副委員が開催した実績を知りたいのだということだと、開催日程というか、い

つ、順序よく日程開催されましたよという開催日程が分かれば、開催実績も分かってくるというように、個人情報となってくると問題になってきますので、全部出すと、どの委員がどういう発言した、誰がどういうので発言したと全部名前つきで出てきますので、それはやはり個人情報になってきますので、開催日程が分かればいいのであれば、日程表を出せば、それでいいのかなという気がしないわけではありませんけれども、私はよく分かりませんが、それだけをお話します。

○平松委員長 ほかに。

田村委員。

○田村委員 原本で、コピーしないでそのまま出すというのであればそれでもいいですし、また確認で日程を書くというのであれば、むしろ黒塗りで出していただいたほうが、私はいいのではないかと。個人情報に関わるものについては、全部黒塗りで出していただくということのほうが、私はすっきりするのではないかなと思うのです。

○平松委員長 横田委員。

○横田委員 私は、決算委員会としては、こういう資料が欲しいですと出して、理事者側が出したくないと言ったら、それはしょうがないのではないかなと思うし、田村委員が言ったように、黒塗りだったら出しますよというかもしれないし、あくまでも、それは我々が要求して、向こうがどう応えてくれるかということでもいいのではないですか。

我々が結論を出すのではなく、我々が黒塗りだったらいいですよとか何とかでなくて、向こうの出すほうが、きちんと自分の意思で出しませんよとか、出しますよというのでいいのではないですか。

○平松委員長 ほかに。

澤出委員。

○澤出委員 話を聞いていて、調べる意図がどこにあるのかというのがまずあるのですけれども、そもそも論として、労働安全委員会の議事録というのは、閲覧に供する性質のものなのですかね、一般的に。見せろと言って見せてもらえるものなのですかね。その点を1点確認したいのですけれど

ども、どうなのでしょう。

○平松委員長 非開示のものではないと思うのですけれどもね。調べる必要ありますか。

澤出委員。

○澤出委員 例えば、一般的に、開示請求に基づいて見せるものであれば、ここで見せるべきかなと思う部分もありますし、ただ、意図として、前にあった勤務超過の問題とかがあるのでという指摘で、ちゃんとそういう委員会を開いてくださいよと若山委員からの指摘があったのに基づいて、今こうなっているので、話にも出ていたとおり、開催の日時とか実際やられていますよと分かる程度でいいものなのではないかなと僕自身は思っているのですけれどもね。

ただ、議事録自体が一般に供するような閲覧に適しているものというか、閲覧してもいいものであれば、出さないということもないのかなと。そうならば、この議場ではなくても、閲覧できるのであれば自分でいって見てくればいいのかと僕は思っていますけれども。

○平松委員長 川上委員。

○川上委員 開催しているかどうかという日程が知りたいのではないかと私は思っているのですけれども、であれば、開催した日程の一覧みたいなものだけで、去年の令和2年度の決算委員会ときもこの労働安全衛生委員会については質疑しまして、そのときは定期的にやっていないという理事者側の回答を得ていますので、今回あくまでも令和3年度の決算特別委員会なので、令和3年度の開催状況の一覧だけでよろしいのではないかと思います。

○平松委員長 ほかに御意見は。

副委員長。

○若山副委員長 僕が議事録というふうに言ったのは、コピーしたりなんかそういうのを手間かけるの大変なので、議事録を月1回やったのなら12枚あると思いますので、それを置いといてもらえれば見ますよという、ただそれだけのあれです。

これは基本的には、個人情報というのは確かにあるのですけれども、職員がみんなどういことを議論してどうしているかというのは見れるとい

うか問題ないものだと思います。譲歩するものとしては、田村委員が言ったとおり、個人情報のところは黒塗りにしてコピーして、手間をかけるわけですけれども、そういうふうにしても別に構わないと思いますし、3年分というのは、今年の令和3年度の決算の分だけということでは1年間にしかならないのですけれども、昨年、田村委員が質問して、一回も開いていないよと、何年も開いていないよと、そもそもそういう規則があるのをよく知らなかったよというような内容なので、だから開催したというだけではなくて、どういうことを、要件として、参加者が誰々とか決まっているのですけれども、そういう人がきちっと参加しているのか、どういう議論をきちっとして、職員の労働条件について改善、あるいはコロナに対する情報データを提供するとか、そういうものがありますので、中身についても極めて重要なものなのです。おざなりで開催しました、異議なし、終わりというものであれば、全く開催する意味がないわけですから、そういう意味できちっと議事録を残すとなっているのです。

その中で、横田委員が言ったとおり、これはもう理事者側に任せて、どういう形で出すか、要望はこういうものですよということで、すみませんけれども個人情報なのでこれしか出せませんというのは、それはそれで総務のときに答弁してもらえれば、それでいいのかどうかというのは皆さんでまた諮っていただきたい。

要は、議論している中身についても、我々としてはきちっと要件にかなったものになっているかどうかというのを、いつ開催しましたというだけではなくて、確認することが必要だと思うのです。

ただ、全員にコピー取って配れということではなくて、原本を置いておいてもらえれば、ちゃんとやっていますねということを確認できるので、それでいいという。そういうようなことで議事録と。しかも、前の年と比べるために3年分というような形をただけなので、そこのところでもう一度御意見をいただければと思います。

以上です。

○平松委員長 今まで出された意見と提案した若

山委員、この辺をまとめたことにするのであれば、まず過去に遡って3年分は今回の特別委員会に妥当かという点と、横田委員からの意見で、まずは資料要求をして、理事者側がどんなものを出してくるのか、それによるのではないかという話が、まず最初にくると思いますので。

3年分ここに提出していただくということでどうでしょうか、各人に配るのではなくて。それが、例えば抜いてあったり黒塗りしてあったりとか、そもそも出せませんと言われるのか、それはちょっと分かりませんが、資料要求としては、議事録そのものを3年分ここに置いていただくということではいかがですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 いいですか。

若山委員それでよろしいですか。

副委員長。

○若山副委員長 ありがとうございます。

○平松委員長 ということで、事務局そういうことに……。 (発言する者あり)

青山委員。

○青山委員 ただいま委員長のほうから、その件に関して、今言った内容で理事者側に資料請求するというをおっしゃったと思うのですが、先ほど何人かから意見という形で出ているのですが、最終的には、我々から要望という形でこの資料が欲しいですと出すのは、この委員会として出すのはいいのですが、最終的に出すほう、理事者のほうは、理事者のほうの判断でこれは出せませんというものは当然あると思うのですよね。そういうふうに、そこは我々が決めるのではなくて、最終的には理事者のほうで決めるのではないですか。

○平松委員長 そういうことを横田委員がおっしゃっていましたので。

○青山委員 ですよ。

○平松委員長 だから、要求はまず出しますということで、今、私、言いました。だから、出てくるものがどうなるかは……。

○青山委員 であればいいのです。

○平松委員長 いいですか。

次に、7番について、局長すみません。もう

一回局長の話をしてみてください。

○広部議会事務局長 去年も同じような内容で資料要求しまして、理事者側で、それは出せませんというふうに言われて提出がなかった分なので、今年も同じかなと思うのですけれども。それをまた、再度入れるのはなじまないのではないのかなと思うのですけれども、その辺をよろしく協議してください。

○平松委員長 去年も、借地を買い戻したいという交渉を何回したのかという記録を出してくれということを若山委員が当時言って、それに対して理事者側は、出せませんということだったと。今、局長は、それをまた今回要求しても出ないのではないかということの話なのですが。

先ほどの話で、横田委員がおっしゃっていたように、それはまず出してみても、理事者がどう判断するのかということにも該当するような気がするのですけれども、各委員の御意見を賜りたいと思います。

畑中委員。

○畑中委員 これは、私どもの地域に非常に関わる問題であるのですけれども、資料を要求している若山委員、交渉結果だとかそういうのを知りたいというのは分かるのだけれども、例えば去年の話では、確かに決算で見た場合に、毎年、使用料というのですか借地料を払うより、一括して買ったほうが安いので、早く買いなさいという思いだと思うのですよ。

ところが、それはあくまでも地主側からすると、個々の議員だとかあるいは町民の方でもそう思われている人もいると思うのですが、その土地というのは、その地主の考えですよ。売って、町民の方が喜ぶのであればという、そこまで考えていけばいいけれども、やはり自分の財産ですから、自分で有利なように持っておきたいというのが私は腹だと思うのですよ。

そして、たびたび、去年あたりも一般質問でこれを早く買え、早く買えというような質問が出ていました。そのたびに私は、地主の言われていることを聞くと、非常に憤慨しているのですよ。何、人の財産に口挟むのだと、俺のもんだらうと。

そういう思いであるから、町のほうでも、うかつに、売ってくださいとか、何だというようなあれは、そんなに毎年、1年に何回もとか、それはできないはずなのです。多分、要求するのは勝手だけれども、恐らく町では同じような答えが出てくると思うのです。

例えば、全体的に考えた場合、早く借地を町の土地にした場合にこれからの借地料を払わないで済むので、運営上すごく楽だなという思いはするのだけれども、そこまで地主は考えていないということです。だからその辺をあんまりしつこく言うと、だんだん感情をあらわにしていました。だからその辺をよく気をつけていただきたいと思うのです。

幾らでも議会で理事者を責めて、早く交渉せい、早く交渉せいでもいいのだけれども、それが逆に、だんだんおかしい方向にいつてしまえば、本当に無駄だなと思うので、お知らせしておきたいなと思います。私は、だからこの分についてはあまり気が進まないです。

以上です。

○平松委員長 畑中委員の意見は賜りました。

ただ、前町長は、この件に関してはできるだけ早く解決したいということをお場でも申しています。それで、特別委員会でも、それから一般質問でも出ている件ですね。交渉記録をちゃんと見たいというのは、これは議会として何もおかしくない話だというふうに私は思いますけれども、ほかの委員の御意見を聞きたいと思います。

中島委員。

○中島委員 この件、去年の令和2年度の決算委員会で、理事者側の答弁だったと思うのですけれども、7回交渉しましたというような発言はありました。7回面会しているけれども、対応過程については、これも先ほど出ましたけれども、個人情報に当たるから提出はできないのだということが理事者側の発言なのです、去年の決算委員会では。

それをまた、個人情報という固いあれを持ってきましたけれども、去年の決算委員会でも話していましたけれども、7回交渉して、過程については個人情報あるから出せないのだというような理

事業者側からのはっきりした発言があったわけですね。

ですから、また、それを解決しないうちに同じような形で提出しても、また同じような答えが返ってくるのかなという気がしますので、そこはしっかり、こうこうこういうわけでどうしても、先ほどの話ではないけれども、個人の名前のところは黒塗りもいいから、出すような交渉を、やはり資料請求するときにもしてもらって、そして提出してもらおうという努力は必要のかなという感じを受けています。

去年のそういう答弁があるものですから、それをひっくり返すというのはなかなか大変なことになりますので、時間もかかると思うので、しっかりした条件を持って出していただくという努力をぜひしていただきたいなというふうに思っております。

本当は、私もできたら交渉の内容というか、知りたいし、ぜひ見たいなと思っていますけれども、ぜひそこは正副委員長で、また事務局と相談しながら、はっきりした理由をつけて、委員会全員の総意なのだということをきちっと言って、提出してもらおうということの努力をしていただきたいなと思いますけれども、よろしくひとつお願いしたいと思います。

○平松委員長 若山副委員長、もう一度質問の趣旨を皆さんに説明してください。

副委員長。

○若山副委員長 今、中島委員からは個人情報という話があったのですけれども、出せなかった理由については、今後の交渉に差し支えるので内容については開示できませんと。

それで、交渉記録は7件なのか8件なのか、僕は8件という印象だったのですけれども、交渉した記録は庁内に残っているけれども、それは出せませんよという話でした。それはそれで、その内容については十分理解したので、去年はそこで一旦引き下がりました。

そうではなくて、今年は、本当に交渉しているのかどうか我々分からないわけですよ、正直。努力されているのだと思いますよ。畑中委員がおっしゃったとおり、毎日行くわけにはいかないし、

預金獲得の銀行員ではないのですから、お願いします、お願いしますというわけにはいかない。相手に乗ってくれるようにきちっとお膳立てしなければいけないのだけれども。

当初の計画では、できるだけ早く買って町の所有にしたいという希望があって、それで初めて道の駅エリアの開発というようなことがあって、ただ相手が応じないので、やむを得ず借地のままスタートしたと。二つの借地契約があります。それに対して、答弁では、これまでに8回ほど交渉しましたと。これまでにですね。だけれども、出せませんという。

だから今回は黒塗りで構いませんと。交渉したという事実が分かるように、日付だとか、交渉記録だとか稟議書だとか家伺いだとか、そういうヘッダーとかというのが分かるように、誰がやったとかは関係なく、全部真っ黒でも構いません。それだけやったというものを出示していただければ、取りあえずは交渉しているのだなど。

でも、今の畑中委員の説明を真に受けて我々進めていくと、当初の計画では、所有使用ということで売買交渉をして、やむを得ず賃貸借契約をしたと。このままでいくと、20年間そのまま行ってしまうと。当初から賃貸契約でずっと行ってしまうのではないかと。相手があることだから買えないかもしれないけれども、当初の契約だとか、考え方だとか、問題なかったのかという判断ができるわけです。

そういう意味で、できれば交渉内容についても、こういう理由から一切売る気はありませんという内容なのかもしれませんし、もうちょっと考えさせてくれという、値段次第ですよという話なのか、そういうのを見たいなと思って交渉記録と思っていたのだけれども、出せないということなので、真っ黒で構わないので出していただきたいと。ちゃんとこうやってやっていますよというところを今年考えたのですけれども。真っ黒で出てきたら何も意味ないではないかというのはそれはそれで考え方としてありますので、皆さんの御意見をいただきたいなど。

ただ、委員長も言ったとおり、当初できるだけ速やかに購入して進めたいという説明を何度もさ

れているということがあるので、どのぐらいやっているのかというのは、我々議会として確認しておく必要があるのではないかなど。20年たって、結局買えませんでしたねと、ちゃんと交渉していたのというときに、いやいやそういうのを知りませんというわけにはいかないのかなと思って、今回取りあえずそれがあれば、そのあれを出してください、8件というなら8件、7件なら7件、それを出してくださいということをして今回確認したいということで資料要求させてもらったのですけれども、真っ黒で出てくるのであれば、これはもう意味ないというのであれば、そうかもしれないのですけれども、皆さんの御意見を併せてお願いしたいと思います。

あくまでも、今後の交渉に差し支えるので出せませんということです。個人情報ではありません。誰が所有しているかはっきりしている内容で、契約書も既に決算委員会等で我々に開示受けていますので、そういう意味では交渉の記録を皆さんで確認したいなと思ったのですけれども。

以上です。

○平松委員長 ということです。

横田委員。

○横田委員 今の若山委員の話聞くのであれば、まずは、当日担当課が来たときに普通に口頭で質問して、交渉したのかどうかと、何月何日に向こうにこうしたよというものをもらえばいいということで、いいのではないですか。あくまでも文書でもらうという必要があるのかどうかということです。

私は、まず話を聞いて、話の中で、何月何日、何時から、誰々と交渉して、内容はこういう内容でしたよと。うちのほうの担当の人間はこの人間でしたよと分かればいいのでしょうか、と私は思うのですよ。

それをわざわざ、最初から文書でなければ駄目だいう内容でないような気がするのですよね。話の内容で、それだったら文書でそういうふうな交渉記録みたいなのは出るのではないですかという話になったら、それは出せますよとかという話になると思うのですよ。

わざわざ最初からそうやって、文書でなければ

駄目ですよというのは、ちょっと僕はどうかかなと思います。

○平松委員長 ほかの方。

澤出委員。

○澤出委員 畑中委員のおっしゃったこと聞いて思ったのですけれども、これの問題というのはすごくデリケートな問題で、議会でこうやって個人名を上げないにせよ、地権者のことの中身をやっていって、反対の立場に立ったときに、自分がその土地の所有者だったら、逆に、こじらかしているのではないかなと僕は思いますよ。

土地を売る売らないというのは、やっぱり個人の所有の問題なので、人から言われることでもないし、何か法律違反やっているわけでもないし、議会でほじくり返されるというのは非常に心外なことだと僕も思うので、すごいデリカシーに反することかなと、ここでやるのはね。

ここでやらなければ、職員がやらないからやっているのだという考え方もないではないですけれども、北風太陽ではないですけれども、やっぱりやればやるほどこじれるのではないのかと。

場所柄があるので、あまり聞いていて心地よくないなという部分で、相手にとっても非常に気持ちが悪くなるのではないかなと。そこだけちょっと懸念されますので、僕はこういう資料を請求するのはあまり賛成いたしません。

以上です。

○平松委員長 ほかの委員の御意見ないですか。

稲垣委員。

○稲垣委員 私は、個人がもう限定されしまう中で、今もうユーチューブで皆さん見ている中で、ここでやり取りをして、それをどんな形で本人に伝わるか分からないですけれども、一回こじれたものというのは元に戻らない状態になったら本当に大変なことなので、やっている交渉の確認が取れるのであれば、それ以上のことをここで今やるのは、私はどうかかなというふうに思います。

○平松委員長 ほかの委員の方はどうですか。

青山委員。

○青山委員 私もこの件に関して、今回はこの決算委員会で、去年、その前と計画を見てきたつもりでいるのですけれども、前年そういう形

で理事者のほうから資料を出せませんという経過がありましたことを踏まえて、局長からの言葉も借りれば、今年も同じになるのではないという話も出ましたので、各委員からのいろいろな話を聞いた中で、議会として、特別委員会として、これをこういう形で議論してという自体が、私もやっぱり好ましくないのかなと思うのです。

職員に対して、契約は20年の契約だったと思うのですけれども、その中でタイミングも図りながら継続して交渉お願いしますねという程度でしかないのかなと思うのです。

したがって、資料の要求としては、私は好ましくない、望まないという意見です。

以上です。

○平松委員長 ほかはどうですか。

池田委員。

○池田委員 私も、この件は、いつも聞いていますけれども、当時者が買ってくれと言った場所でもなく、この件について、先ほど同僚議員が言いましたように、インターネットに流れ、やはり当の本人も侵害されると、ここまで言われる俺に何があるのだと、地域の人たちに聞きまして、ですから、今肅々と理事者サイドで交渉していると思います。

その話だけで、やっていますか、やっていますよ、大体ここまで進んでいます程度のもので、口頭の話でいいのではないかなと。書面で見るとか、そういう部分になってくると、やはり事が大きくなって、それでも何か不正があったのであれば調べていかなければならないと思うのですけれども、今の状況であれば、何もそういう裏もないので、同僚議員たちが言っているように、口頭だけでたくさんだと思います。

○平松委員長 大体の各委員の御意見は、資料として要求しなくてもいいのではないかと。

横田委員がおっしゃっていましたが、委員会の中でまず話を聞いてみると。その上で何かどうしても資料の必要性が出てくるのであれば、そのときに判断をしてもいいのではないのかという趣旨の発言だったと思いますけれども、大体こ

ういうことで、どうでしょうか。

私が言ったようにまとめたいと思うのですけれども、これに対して提案者はどうですか。

川上委員。

○川上委員 言った話は、こういうふうにまとめていきたいというのは、資料要求はしないということですね。

○平松委員長 そうですね。

○川上委員 分かりました。

○平松委員長 まず本人に、従いますという話なのか、どうしてもしたいというのか。どうしてもしたいというのであれば、決を取ります。

副委員長。

○若山副委員長 決を採ると、要らないということが見え見えなので、残念ですけれども委員長のあれに従って。

ただ、ヒアリングの中ではいろいろ話をさせていただきたいなど。話をする中で懸念があるかというのだけれども、そういう話をするのもできないのであれば、議会の意味がなくなると思いますので、きちっとその点についてはどうやってやっているのか、どうなのかとか、それは聞きたいと思います。

相手があるとか特定されるのは、これはもう委託業者だとか何とか同じことなので、決算の内容をチェックするという立場からすれば。そういう意味では、今、委員長言ったとおり、そういうことであれば、議論の中で確認していきたいというふうに思います。

でも、このままでいくと、20年間そのまま行ってしまうのがちょっと心配なので、また別な対策を考えたいというふうに思います。

以上です。

○平松委員長 ということで、提案者は資料要求を取り下げるとことにします。ただし、委員会の中での発言はしっかりさせていただくということですので、皆さんいかがですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 では、7番目の資料要求は取り下げさせていただきます。

11番目の全員協議会の資料のことは、皆さんの手元に一度行った資料を、委員会の中でちゃん

と手元に置いてできるようにということが若山委員の提案理由だと思うのですけれども、改めてつける必要はありますか。同じものが出てくると思うのですけれども、それ以上のものが出ると思うのですけれども。(発言する者あり) いいですよ。

ということで、若山委員これでいいですか。

○若山副委員長 はい、了解しました。

○平松委員長 田村委員のところで、理事者側のほうが判断してまた出してくるかもしれませんけれども、もし出なくても、皆さん方は一度もらっている資料を手にながら議論していただければと思います。

それでは、理事者側に対する資料要求ですが、若山委員の7番目を削除して、ほかは大体議論が尽くされたと思いますが、この内容で資料要求をして構わないですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 ありがとうございます。

事務局長、いいですか。

事務局長。

○広部議会事務局長 それでは、一つ最後に確認したいことがございます。

特別委員会としては、以上の資料を理事者側に請求いたします。ただし、出せる、出せないの判断は理事者側に任せる、また全部がペーパーでなく、閲覧でも構わないということの確認を委員会のほうで、委員長お願いいたします。

○平松委員長 今までもありましたけれども、皆様に資料を各自に配るということではなくて、資料が多いとか、閲覧で間に合うものは、こちらに提出して閲覧してもらおうという理事者側の対応があった場合には、可としますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 分かりました。

局長、それでよろしいですか。

そういうものが出てきましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

大体これで資料要求はまとまったと思いますが大丈夫ですか。ほかに何か御意見、提言、そういったものがあれば賜りたいと思いますが、何かありますか。

川上委員。

○川上委員 いろいろな資料要求が今回出ていますけれども、大体、決算審査特別委員会の各課の資料によって質問できるものもかなりあるのではないかと私は思っております。ですから、各課の決算審査をやる当日に、要するに、提出できない資料について事前に資料要求しておいて、当日話の中で聞き取りができるような資料については、特段必要ではないのではないかと思いますので、皆さんにお諮りいただきたいと思いません。

○平松委員長 すみません、何か具体的に、誰々の何番目が必要ないのではないかとか、そういうことはあるのですか。

川上委員。

○川上委員 資料提出をしている方々が、これについては当日各課に聞き取りする中でその場でも答えられるなどか、そのときに対応できるなどというようなもの以外のをあらかじめつくっておいて、決算審査の当日に一覧表なりを提出しておかなければ質問者が困るというような資料を理事者側に資料要求して、当日でも間に合うようなものであれば特段要らないのではないかと思いますけれども、その辺は資料要求している質問者にお任せしたいと思いますけれども、一応諮っていただけますか。

○平松委員長 ちょっと違うと思いますけれども。

横田委員。

○横田委員 1時半からその話をずっとやってきて、どれにしますか、皆さんこれでいいですねとやったものを、また話を戻すのですか。おかしいではないですか。

○平松委員長 横田委員のおっしゃるとおりだと思います。これで7番目を削るということで一応まとめましたので、御意見としては伺いますが、また見直せという話に今聞こえましたが、一応各委員の意見を聞きたいと思いません。

先ほど、理事者側に対しての資料要求を一旦まとめた話をしましたが、そのとおりに私としてはやっていきたいのですが、構わないですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 では、そういうことにします。

一応これで理事者側に対する資料要求がまとまりましたので、これを事務局を通して出します。

明日から始まるわけですが、それでは、本日はこれで第2回目の決算審査特別委員会を終わりたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 御苦労さまでした。

これにて終了いたします。

明日から、よろしく願います。

午後 2時14分 散会

